

生産性向上を目指す中小企業者の皆さんへ

新設備の固定資産税を3年間免除します

生産性向上特別措置法の施行に伴い、市内中小企業者の労働生産性の向上を後押しするため、30年度から32年度までの間に生産性向上に資する設備投資を行った際に、対象となる償却資産に係る固定資産税を最大3年間全額免除します。

免除の対象と条件

- 【対象】** ●資本金額または出資額が1億円以下の法人
●常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人事業主
- 【条件】** ●先端設備等導入計画を策定し市から認定を受けること
●導入する設備は、旧モデルと比較して生産性が1%以上向上するものであること
●導入する設備の取得価額、販売開始時期が右表の要件を満たすこと

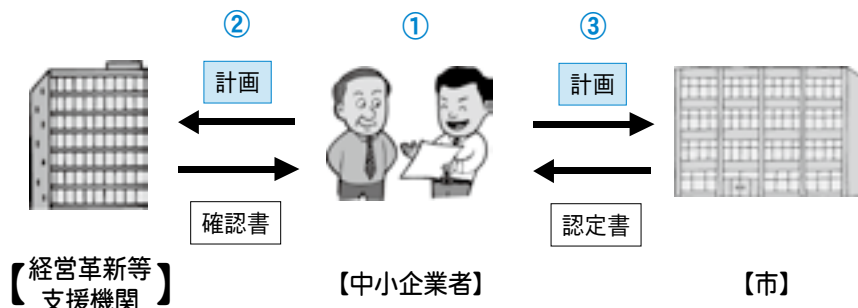
導入設備の要件(中古資産は除く)

設備の種類	最低取得価額 (1台1基の取得価額)	販売開始 時期
機械装置	160万円以上	10年以内
工具(測定工具・ 検査工具のみ)	30万円以上	5年以内
器具備品	30万円以上	6年以内
建物附属設備*	60万円以上	14年以内

*償却資産として課税されるものに限る。

先端設備等導入計画認定までの流れ

- ①計画を策定する
- ②経営革新等支援機関(商工会議所・金融機関など)に計画の事前確認を依頼し、事前確認書の発行を受ける
※経営革新等支援機関の一覧は中小企業庁のホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>)へ
- ③市に計画を申請し、認定を受ける



【計画認定の要件】

- 申請者が業種ごとに定められた右表の基準(A・Bのいずれか)を満たす中小企業者(法人または個人事業主)であること
 - 計画期間が計画認定日から3～5年間であること
 - 計画期間において、労働生産性が直近の事業年度比で年平均3%以上向上すること(例：3年間の計画では9%以上)
※労働生産性
= (営業利益 + 人件費 + 減価償却費) / 労働投入量 (「労働者数」または「労働者数 × 1人当たりの年間就業時間」)
 - 導入設備は事業に直接供するもので、中古品でないこと
 - 設備などの導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれること
 - 事前に認定経営革新等支援機関で確認を受けたものであること
- 計画が認定されると、固定資産税免除のほかにも支援措置が受けられます。詳細はお問い合わせください。

中小企業者の基準

業種	資本金額または出資額(A)	常時使用する従業員数(B)
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業*	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

*自動車または航空機用タイヤ・チューブ・工業用ベルト製造業を除く。

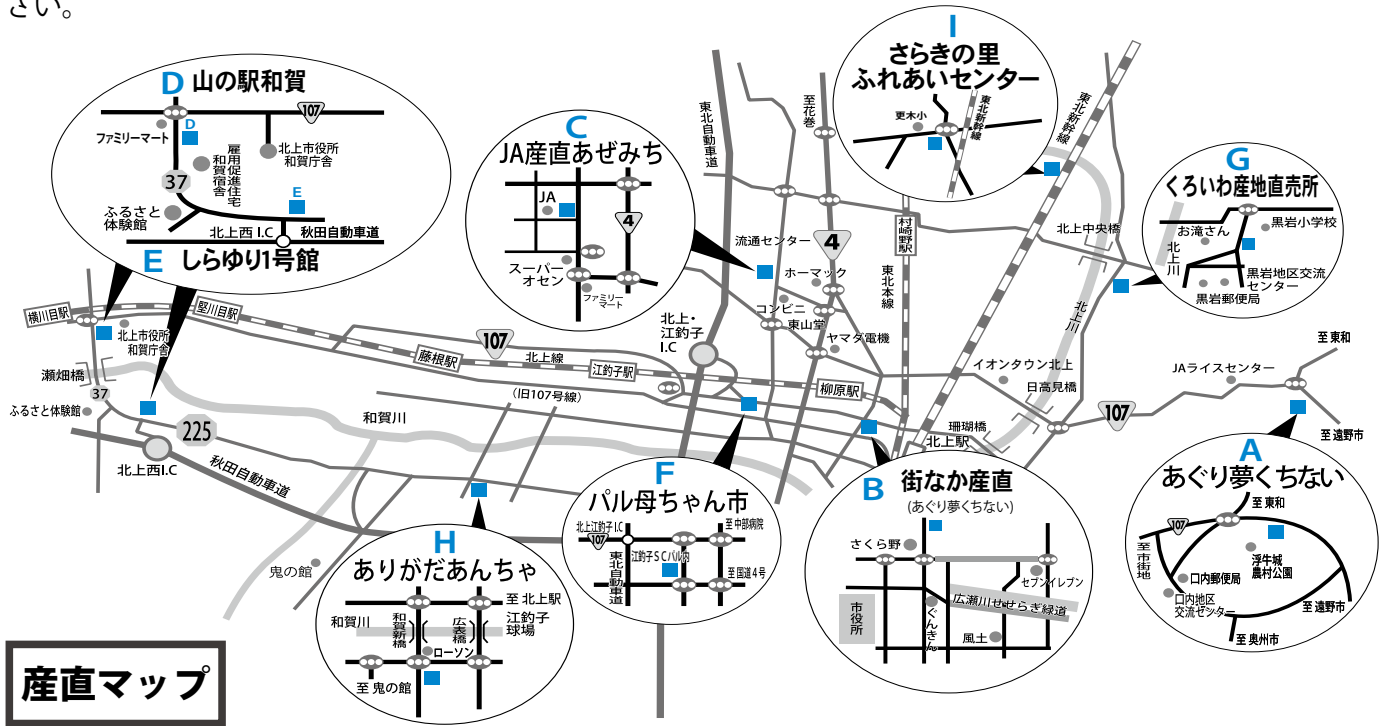
問い合わせ 産業雇用支援課 ☎72-8242

8/20~10/21

きたかみ産直スタンプラリー

おいしい旬の食材がいっぱい！北上の産直巡りをしませんか。

期間中、税込300円以上の買い物をして8カ所全て(「あぐり夢くちない」と「街なか産直」はいずれか1つで可)のスタンプを集めると、もれなく参加産直全てで使える500円分のクーポン券をプレゼント。さらに、豪華賞品が当たる抽選に応募できます。新鮮野菜や手作り加工品を多数販売しています。ぜひ、お立ち寄りください。



参加産直	住所	産直マップ	営業時間
1	あぐり夢くちない 口内町松坂214-4(☎69-2200)	A	毎日、午前9時～午後6時
	街なか産直 (あぐり夢くちない) 本通り二丁目1-16 (あぐり夢くちない☎69-2200)	B	毎週火・金曜日、午前9時30分～午後2時
2	JA産直あぜみち 流通センター601-8(☎71-1338)	C	毎日(毎月1日は定休日)、午前9時～午後6時
3	山の駅和賀 和賀町横川目11-146-3(☎72-6355)	D	毎日、午前9時～午後7時
4	しらゆり1号館 和賀町山口44地割地内 (代表・佐藤☎73-5084)	E	毎週火・金曜日、午後1時30分～4時30分 ※10月からは午後1時30分～4時
5	パル母ちゃん市 北鬼柳19-68 江釣子ショッピングセンター・パル内(代表・高橋☎64-5735)	F	毎週日曜日、午前9時30分～午後4時
6	くろいわ産地直売所 黒岩16-26-1(☎64-7528)	G	毎日(毎月1日は定休日)、午前10時～午後4時
7	ありがだあんちゃ 和賀町岩崎29-6(☎73-7010)	H	毎週木～土曜日、午前9時30分～午後5時 ※木曜日のみ午後1時30分～4時30分
8	さらきの里ふれあいセンター 更木16-99(☎71-3300)	I	毎日、午前9時～午後5時30分

※スタンプ台紙は各産直に配置しています。

問い合わせ 農林企画課 ☎72-8236